

祉施設の園庭等の開放の促進を図る。また、付近に適当な遊び場が確保できない場合において、遊戯道路の設置など居住環境の安全性、快適性を確保するために必要な交通規制を行う。

オ 危険物の輸送に関する交通環境の改善等

危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止するため、危険物運送事業者に対し、関係法令の遵守、乗務員教育等の指導を強化する等、危険物の運搬輸送上の安全確保の徹底を図る。

また、特に、油類にあつては、パイプラインを活用するなどにより、交通環境の改善を図る。

カ 災害発生時における交通規制等

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、交通の混乱等を防止するため、車両通行止め等必要な交通規制を行うとともに、う回指示、道路交通に関する情報の提供等の措置を行う。また、これらを迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 生涯にわたる交通安全教育の振興

自他の生命尊重の理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を

尊重する良き社会人を育成することを基本方針として、心身の発達段階、道路交通への参加の態様等に応じた豊富な教育機会を確保するとともに、幼児から高齢者に至るまでの教育の一貫性の確保及び家庭、学校、職場、地域等で行われる教育相互の有機的な連携を図る。特に、実践的教育を推進することとし、指導者、教材等の充実を図る。

ア 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、身近な生活における交通安全の決まりを理解させ、進んで決まりを守り、安全に行動できる習慣や態度を身に着けさせることを目標とし、幼稚園・保育所、家庭、地域等の連携を図りながら、計画的かつ継続的に行う。

幼稚園及び保育所においては、幼児の発達段階や地域の実情に応じ、幼児の特性に十分配慮するとともに、家庭及び地域における関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。これらの指導を効果的に実施するため、紙芝居や腹話術等を利用するなど分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。

また、家庭における適切な指導、交通安全についての積極的な話し合い等が行われるよう広報啓発活動等を推進するとともに、

地域の特性に応じた保護者ぐるみの交通安全教育を計画的・組織的に実施する幼児交通安全クラブの結成を促進し、その活動の積極的な推進に努める。

このほか、児童館及び児童遊園においては、主として幼児を対象に、遊びによる生活指導の一環として、交通安全に関する指導を推進するとともに、母親クラブ等の組織化を推進し、その活動の強化を図る。

イ 児童生徒等に対する交通安全教育

小学校、中学校及び高等学校の児童生徒に対する交通安全教育は、自他の生命尊重という基本理念に立って、児童生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じて、日常生活における交通安全に必要な事柄を理解させ、身近な交通環境における様々な危険に気付いて常に的確な判断の下に安全に行動できる実践的な態度や能力を養うとともに、交通社会の一員として、自己の安全のみならず他の人々や社会の安全に自主的に貢献できる健全な社会人を育成することを目標として、学校、家庭、地域等の連携を図りながら、計画的かつ継続的に行う。

小学校においては、教科「体育」並びに特別活動の学級活動及び学校行事を中心に、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての安全、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、身近な交通安全施設や交通規制などについて重点的に指導する。

中学校においては、教科「保健体育」並びに特別活動の学級活動及び学校行事を中心に、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての安全、自転車の安全な利用、自動車の特性と安全な行動、交通事故の防止と安全な生活、応急処置などについて重点的に指導する。

高等学校においては、教科「保健体育」並びに特別活動のホームルーム活動、学校行事及び生徒会活動を中心に、学校教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、交通事故の防止、応急処置などについて更に理解を深めさせるとともに、交通社会における良き社会人として必要な交通マナーを身に付けさせる。特に、二輪車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、二輪車の安全運転を推進する機関・団体等と連携しながら、安全運転等の指導を行うなど、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、二輪車に乗車する生徒に対する実技を含む安全指導の充実を図る。

これらの指導を実践的・効果的に実施するため、小学校及び中学校の安全指導の手引、高等学校交通安全指導の手引、自転車に関する安全指導の手引、高等学校における二輪車に関する安全指導の手引等の趣旨の徹底を図るとともに、指導内容・指導方法を含む交通安全教育に関する調査研究、特に、高等学校

における二輪車に乗車する生徒に対する実技を含む安全指導の在り方に関する調査研究を推進する。また、指導資料の作成・配布、交通安全教育指導者養成講座（中央研修会及び都道府県研修会）等の講習会等の開催による教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進し、さらに、日本体育・学校健康センターによる学校安全研究学校の設定、交通安全教育推進地域事業等の交通安全教育の普及啓発活動の充実を図る。

大学等においては、学生の二輪車・自動車の利用等の実態に応じ、関係団体等と連携しつつ、交通安全指導の充実努める。

また、家庭における交通安全に関する話し合い等が行われ、正しい交通ルールと交通マナーの実践が習慣付けられるよう広報啓発活動等を推進するとともに、交通安全母の会等の母親組織、交通少年団、民間交通指導員、児童館活動等の交通安全に関する地域活動の積極的な推進に努める。

ウ 成人等に関する交通安全教育

運転者については、地域・職場における各種講習会や安全運転を具体的に教える実践的・体験的な講習会を積極的に開催するほか、民間交通安全団体と連携して、歩行者及び自転車利用者の保護、シートベルト及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底、著しい速度超過、飲酒運転等死亡事故に直結するおそれの高い悪質・危険な運転や違法駐車等の防止等を中心に自発的な

安全行動を促す社会的責任の自覚を醸成する。また、自動車安全運転センターの安全運転中央研修所等において、交通安全教育に必要な知識と優れた指導力を身に着けた指導者の養成に努める。

特に、二輪車運転者については、交通安全意識の高揚と交通安全活動への積極的な参加を促進するため、関係機関・団体等が連携して、二輪車の安全に関する各種情報の提供、自主的な訓練への協力、クラブリーダーの育成等を行うことにより、二輪車クラブの指導育成を図るとともに、クラブ未加入二輪車運転者のクラブ加入の促進及び新規クラブの組織化を推進する。

また、二輪車クラブ相互間の協力による広範囲な安全活動を活発に展開するため、二輪車クラブ間の連絡会議を開催するなどにより、自主的な活動を基盤とする二輪車クラブの連携の強化を促進する。

自動車使用者等については、安全運転管理者、運行管理者等に対する法定講習を始めとする各種研修会の充実を図るほか、企業及び事業者団体の自主的な事故防止のための活動等を促進して、企業内における安全管理の推進を図る。

地域においては、交通安全協会、交通安全教育普及協会、交通安全母の会等の民間交通安全団体の活動及び自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等の交通安全のための活動に対して、

積極的な指導協力を行い、それらの活動を通じて、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣付けるとともに、交通安全意識の高揚を図る。

また、青年、成人等を対象とした学級・講座などにおける交通安全教育の推進を図るなど公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を推進するとともに、PTA、婦人団体、青少年団体、町内会等による実践活動を促進する。

エ 高齢者等に対する交通安全教育

人口の高齢化の進展に対応し、高齢者に対する交通安全教育を推進するため、国及び地方公共団体は、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の開発など指導体制の充実に努めるとともに、関係団体と連携して、高齢者交通安全教室等の開催、高齢者に対する社会教育活動・福祉活動、各種の催し等の機会を活用した交通安全教育の実施、高齢者のいる家庭を訪問しての個別指導、家庭における交通安全についての話合いの推進等を図る。この場合、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、反射材の活用等交通安全用品の普及にも努める。

また、高齢者同士の相互啓発等により交通安全意識の高揚を図るため、老人クラブ、老人ホーム等における交通安全部会の設置、交通安全教育指導者の養成等を促進し、これらの団体が、

町内会、交通安全母の会等の関係団体と連携して、自主的な交通安全活動を展開し、地域・家庭における交通安全活動の主導的役割を果たすよう指導・援助を行う。

身体障害者については、地域における福祉活動の場を利用するなどにより、交通安全教育を行う。

(2) 広報活動の充実

ア 交通安全運動の推進

交通安全運動は、国民一人一人に交通安全思想の普及徹底を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣付けるための国民運動として、次の方針により組織的・継続的に展開する。

(ア) 自動車及び二輪車の運転者としての社会的責任の自覚の徹底、自転車の安全利用の促進、歩行者、特に子供、高齢者等の事故の防止、シートベルト及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底等を目標とする。

(イ) 国、地方公共団体及び民間交通安全団体等が一致協力して、春・秋の全国交通安全運動を中心として、国民各層の参加の下に、幅広い国民運動を展開する。また、交通事故等の実態を踏まえ、都道府県、市町村及び民間交通安全団体等が一致協力して、それぞれの地域の実情に即した交通安全運動を展開する。運動の実施に当たっては、創意工夫を凝らし、地域

住民の自主的な参加の下に、活発な諸活動が有機的な連携の下に効果的かつ継続的に行われるよう配意するものとする。

- (ウ) 運動の趣旨を国民一人一人に浸透させるため、国、都道府県及び市町村の緊密な連携の下に市町村段階の活動及び推進体制の強化を図る。

イ 交通の安全に関する広報の推進

国民一人一人の交通の安全に対する関心と意識を高め、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣付けるため、国、地方公共団体及び民間交通安全団体等が、密接な連携の下に、家庭、学校、地域等に対し、交通事故等の実態を踏まえ、日常生活に密着した内容で、それぞれの場に応じた広報媒体を活用した広報を、次の方針により計画的かつ積極的に行う。

- (ア) シートベルト及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底、若年運転者の無謀運転の防止を図るため、家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンを積極的に行う。
また、自動車の安全運行を図るため、日常の適切な保守管理意識の啓発に努める。

- (イ) 社会の基本的単位であり、交通社会において立場の異なる者で構成されている家庭は、交通安全に果たす役割が極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の積極的な活用、地方公共団体、町内会等のルートの利用などにより家庭に浸透する

きめ細かい広報の充実に努め、子供、高齢者等を交通事故から守るとともに、暴走運転や無謀運転を追放する。

(ウ) 民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、国及び地方公共団体は、交通の安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行うとともに、全国民的気運の盛り上がりを図るため、報道機関の理解と協力を求める。

(3) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等

民間における交通安全活動の役割の重要性にかんがみ、交通安全を目的とする民間交通安全団体については、これらの団体が行う交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助、必要な資料の提供等を行い、その組織化及び活動の充実のための指導を強化し、その主体的な活動を促進するとともに、団体相互間の連絡協力体制等の強化を図る。

また、地域団体、自動車製造・販売団体、ユーザー団体等の民間団体等については、交通安全教育、広報活動等それぞれの立場に応じた交通安全のための諸活動が積極的に行われるよう、全国交通安全運動等の機会を利用して働き掛けを行う。

さらに、国、地方公共団体及び民間団体等による官民一体となった交通安全活動推進体制を更に一層強化し、交通安全に関する国民挙げての活動の展開を図る。